

[別紙1]

随意契約理由書

神戸市

件名	玉津処理場 6号送風機用電動機補修
契約の相手方	メタウォーター株式会社 関西営業部
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>今回補修を行う6号送風機用電動機は、生物反応槽内で微生物が活動するために必要な酸素を送る送風機の駆動用高圧電動機(3,300V)で下水処理において最も重要な機器である。もし機能不全が発生した場合たちまち下水処理場の機能を失い市民生活に重大な影響を与えることになる。</p> <p>本補修は、6号送風機用電動機の破損した短絡スイッチを工場にて取替えると共に分解点検整備及び長期間の使用により劣化した部品の取替を行い、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回補修を行う6号送風機用電動機は、富士電機株式会社で製造・据付され、独自の技術で設計、製作されたものであり、他社が内部構造を理解して本補修作業を行うことは困難である。</p> <p>製造会社である富士電機株式会社の下処理関係の事業について上記業者に事業移管しているため、本補修は上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター西神施設課施設係 (電話番号 078-927-5078)